

京都市歴史資料館収蔵資料目録整備業務委託に係る公募型プロポーザル
評価要領

1 評価基準

評価の項目、配点及び基準は、別表による。

2 評価の方法

- (1) 「京都市歴史資料館収蔵資料目録整備業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」に基づき応募し、参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に、本業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。
- (2) 選定委員会は、参加有資格者から提出された技術提案書について書類審査を行う。
- (3) 選定委員会は、評価項目ごとに各委員の評価点を平均した値を合計して、参加有資格者の評価点を算出し、その総合得点が最高点の応募者を受託候補者として選定する。
- (4) 前号に基づき評価点を算出した結果、その総合得点が同点の者が2者以上いる場合は、その順位の決定は選定委員会の審議によるものとする。

(別表)

評価基準

【100点】

1 業務実績等

【75点】

・過去3年間（平成29年度～令和元年度）における自社の業務実績が対象である。

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
① 業務実績（古文書，書跡・典籍，歴史資料）	文化財指定*された古文書，書跡・典籍，歴史資料の修復に係る実績数	A 10件	20	20
		B 5件以上	10	
		C 3件以上	5	
	上記のうち，国宝・重要文化財の件数	A 5件以上	15	15
		B 3件以上	10	
		C 1件以上	5	
	上記の業務実績が京都に関する古文書，書跡・典籍，歴史資料であれば加点	A 5件以上	10	10
		B 3件以上	5	
		C 1件以上	1	
② 業務実績（デジタル画像）	文化財指定*された古文書等のデジタル画像の評価（文化財を再現したものとなっているか，様々な用途に使用できるものとなっているか，等）	A かなり良く出来ている。	30	30
		B 良く出来ている。	20	
		C 普通	15	
		D あまり良くない。	10	
		E 良くない。	5	

※ 文化財指定とは，文化財保護法，都道府県及び政令指定都市における文化財保護条例に基づき指定されたものをいう。

2 業務実施の体制, 方針等

【10点】

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
業務実施の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における取組方針, 組織体制は十分か ・緊急の打ち合わせ等に対して速やかに対応可能な体制を整えているか。 など 	A 極めて評価できる	10	10
		B 評価できる	5	
		C 普通	3	
		D やや評価できない	0	

3 見積金額

【10点】

評価項目	評価	配点	満点
見積金額	A 最低価格を提示したもの	10	10
	B 最低価格との差が10%未満	5	
	C 最低価格との差が10%以上	3	
	D 委託金額との上限額と同額	0	

4 その他

【5点】

評価項目	評価	配点	満点
市内中小企業	A 事業者が, 市内中小企業である	5	5
	B 事業者が, 市内中小企業でない	0	

※1 「市内」とは, 京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。

※2 「中小企業」とは, 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう。